

第1部 陸上交通の安全

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向

1 道路交通事故のすう勢

(1) 道路交通事故の現状

我が国の道路交通事故による死傷者数は、昭和46年以降着実に減少に向かい、昭和45年に16,765人を数えた死者数も昭和54年には8,466人とほぼ半減した。しかしながら、その後増勢に転じ、平成2年には死者11,227人、負傷者790,295人と多数の死傷者を生ずるに至った。特に近年は、緊急総合対策等を随時決定し、第4次の交通安全基本計画の下で各般の交通安全対策を鋭意推進してきたにもかかわらず、平成元年以降2年連続して死者数が1万1千人を超え、第4次の交通安全基本計画の目標（平成2年までに年間の死者数を8,000人以下にするよう目指すこと）は遺憾ながら達成するに至らなかった。

近年の交通死亡事故の発生状況を見ると、その特徴は次のとおりである。

- ① 自動車乗車中の死者数の昭和63年以降の急増
- ② 高齢者を中心とした歩行中及び自転車乗用中の死者数の増加
- ③ 若者を中心とした自動二輪車乗車中の死者数の高水準
- ④ 夜間における死亡事故の増加
- ⑤ 高速道路における死亡事故の増加

また、負傷者数についても、ほぼ同様の傾向が見られる。

これは、㊶経済活動の活発化や自動車保有台数及び運転免許保有者数の増加に伴って道路交通の量的拡大が進んだこと、㊷高齢運転者や女性運転者の増加、自動二輪車の増加等運転者層及び車両の多様化に伴って道路交通の混合化が進んだこと、㊸人口の高齢化が進展し、死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口が増大したこと、㊹国民の生活パターンが夜型に移行してきたこと等に伴って事故の危険性の高い夜間の交通量が増大したこと等によるものと考えられる。

(2) 道路交通を取り巻く状況の展望

我が国の道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、運転免許保有者数、車両保有台数、自動車走行台キロ共に更に増加することが見込まれ、また、人口の高齢化、国民の生活様式の夜型化等も一層進展することが予想されるところであり、今後、「くるま社会」の量的拡大、質的变化は更に進むと考えられる。

(3) 道路交通事故の見通し

道路交通を取り巻く状況は経済社会情勢の動向に伴い今後複雑に変化すると見込まれ、将来の交通事故状況については、正確には見極め難いところであるが、自動車走行台キロの伸び等事故発生の諸要因を一定の前提の下に推定し、平成7年の交通事故を予測すると、自動車乗車中、若者、高齢者、夜間等の事故が増加し、年間総事故件数は77万件程度、死者数は13,500人程度に達すると見込まれ、現状よりもなお一層憂慮すべき事態になることが懸念される。

2 道路交通安全対策の今後の方向

人命尊重の理念の下、死傷事故根絶を目指し、安全かつ円滑・快適な交通社会を実現することを目標に、今後ますます厳しくなると見込まれる道路交通事故状況に適切に対処するためには、経済社会情勢の変化を踏まえつつ、交通事故の実態に十分対応した総合的な交通安全対策を積極的に推進する必要がある。この観点から、車両の安全性の確保、安全かつ円滑・快適な道路交通環境の確立、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、救助・救急体制の整備、交通安全に関する科学技術の振興等の各般の交通安全対策を充実し、官民の連携を一層緊密にしつつ、総合的かつ計画的に推進することとする。特に、次の重点施策及び新規施策を強力に推進する。

(1) 交通事故の総合的な調査研究の推進

交通安全対策の原点となる交通事故の総合的な調査研究の充実・強化を図る観点から、交通事故に関係する各種統計等の充実及び交通事故、道路、車両等の諸データの有機的結合を推進し、統計分析の高度化を図るとともに、工学、医学、心理学等の分野の専門家等との連携・協力の下、科学的アプローチによる交通事故の総合的調査研究を推進する。

(2) 車両の安全性の確保

自動車乗車中の事故死傷者数の増加等を踏まえ、夜間走行時における被視認性、高速走行時における制動性能、衝突時の乗員保護性能等に関する車両の安全基準を総合的に見直し、これに沿って車両の保安基準の拡充・強化を図る。なお、これに先立ち、アンチロックブレーキシステムの装備及び後部への大型反射器の装備等を大型車に義務付ける。さらに、新たに、安全性の一層の向上を図った自動車（先進安全自動車）を開発し、安全に関する技術開発の促進を図るとともに、自動車の技術安全情報を広くユーザーへ提供することなどを推進し、より安全な自動車の普及拡大等を図る。

(3) 安全かつ円滑な道路交通環境の整備

歩行者、自転車利用者等の安全の確保を図るため、歩道、自転車道、歩行者用信号機等の整備の拡充を図るとともに、自動車交通の安全と円滑化を図るため、交通管制システム・信号機の

性能化，交差点改良等を一層推進する。また，駐車場，路上駐車施設，駐車場案内・誘導システム，違法駐車抑止システム等の整備・充実を図るなど総合的な駐車対策を推進する。このほか，新たに，付加車線，簡易パーキングエリア，キロポスト等の整備を図る。さらに，新しいメディアを活用した道路交通情報通信システムの構築，地域交通の特性に応じた効果的な交通規制などを推進する。

(4) 交通安全教育の推進

自他の生命尊重の理念の下に，交通社会の一員としての責任を自覚し，交通安全意識と交通マナーの向上に努め，相手の立場を尊重する良き社会人を育成することを基本方針として，幼児から高齢者に至るまでの交通安全教育の一貫性の確保及び家庭，学校，職場，地域等の領域別の教育相互の有機的な連携を図る。また，運転者教育に関しては，安全に運転しようとする意識及び態度の育成並びに危険予知・回避能力の向上を図る観点から，自動車教習所の教育，初心運転者講習等運転者に対する再教育のほか，民間団体等による自主的な安全運転講習等の充実を図る。さらに，関係法令等に基づき，過積載・過労運転の防止，長距離バス，トラック，タクシー等の安全運行の確保，シートベルトの正しい着用の徹底などを推進する。

(5) 効果的な指導取締りの実施

悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた効果的な指導取締りの実施などを推進する。

(6) 救助・救急体制の整備

交通事故による負傷者の救命を図るため、救助・救急体制、救急医療体制を整備・拡充する。特に、搬送途上等における応急処置等の充実を図る観点から、新たに、救急隊員の行う応急処置範囲の拡大、医師・看護婦等の救急現場への出動システムの構築などを推進するとともに、高規格の救急自動車、高度救命処置用資機材、心電図伝送システム、自動車電話等の救助・救急設備の整備、救急隊員等の教育訓練の充実、救急医療担当医師・看護婦等の養成などを推進する。さらに、交通事故による負傷者の救命率を向上させるためには、事故現場に居合わせた関係者等による迅速、適切な応急手当が必要不可欠であり、心肺蘇生法等の応急手当の一層の普及に努める。

(7) 交通安全推進体制の充実・強化

交通の安全に関する施策は多方面にわたっているが、これらの施策を効果的に実施するため、関係省庁、地方公共団体等のより一層の緊密な連携を図る。また、民間における交通安全活動の役割の重要性にかんがみ、各種交通安全団体とともに、地域団体、車両製造・販売団体、ユーザー団体等における交通安全活動を一層推進する。さらに、国、地方公共団体及び民間団体等による官

民一体となった交通安全活動推進体制を更に一層強化し、交通安全に関する国民挙げての活動の展開や地域の自主的な活力ある交通安全活動の推進を図る。

(8) 増加の顕著な事故態様及び死者数の多い事故態様に対応した諸対策の推進

特に、近年、自動車乗車中の死者数及び高齢者・若者の死者数の増加が著しいこと並びに夜間事故、高速道路の事故等が依然として多発していることなどを踏まえて、次の諸施策を強力に推進するものとする。

ア 自動車乗車中の死傷者数の減少方策

昭和63年以降急増傾向にある自動車乗車中の死傷者数を減少させるため、車両の安全基準の拡充・強化を図るとともに、交通管制システム・信号機の高性能化、交差点改良等の交通安全施設等の整備を推進する。また、実践的教育等運転者に対する教育の充実を図るほか、シートベルトの正しい着用の徹底等の広報活動を充実する。

イ 高齢者の交通安全対策

高齢化の進展に伴い今後とも増加することが懸念されている高齢者の交通事故を防止するため、幅の広い歩道、利用しやすい立体横断施設、弱者感应化信号機等高齢者の利用に配慮した交通安全施設の整備を一層推進するとともに、交通安全指導者

の養成，交通安全教室等の開催，高齢者のいる家庭を訪問しての個別指導等高齢者に対する交通安全教育の充実を図る。

ウ 若者の交通安全対策

増加傾向にある若者の自動車及び二輪車事故を防止するため，初心運転者対策，二輪車安全運転対策等により運転者教育の充実を図るとともに，高等学校における二輪車に乗車する生徒に対する実技指導等学校における安全指導の充実，地域における二輪車クラブの育成などを推進する。

エ 夜間事故対策

国民生活の夜型化等に伴い増加する夜間事故を防止するため，夜間の無謀運転を防止する新たな高速走行抑止システム，道路照明等の交通安全施設の整備を推進する。また，自動車教習所における夜間教習の積極的推進など交通安全教育の充実を図るとともに，反射材の普及を図る。

オ 高速道路における事故対策

高速道路においては，モータリゼーションの急激な進展による利用交通量の増大及び利用形態の変化等に伴う交通事故の増大を防止するため，渋滞区間の拡幅等の改築，交通安全施設等の整備及び高速道路の適切な維持管理等による総合的な対策を進める。また，自動車教習所における高速教習の積極的推進，長距離バス，トラック等の運行管理の充実などを推進する。

なお、以上の諸施策を推進するに当たっては、特に大都市や地方中核都市において慢性的な交通混雑、交通渋滞が発生していることにかんがみ、安全性の確保とともに、安全性の向上に資することともなる交通の円滑の確保にも配慮することとする。

3 交通安全基本計画における目標

2に掲げる諸施策を総合的かつ強力に推進することにより、交通事故の増加傾向に歯止めを掛け、特に死亡事故の防止には格段の意を注ぎ、交通事故死者数の減少に努める。もちろん、交通事故による死者数を限りなくゼロに近づけ、国民を交通事故の脅威から守ることが目標であるが、当面、平成7年の死者数を年間1万人以下とすることを目指すものとする。